

公益財団法人 阿蘇グリーンストック

野焼き支援ボランティアの会会則

第1条（名称）本会は公益財団法人阿蘇グリーンストック野焼き支援ボランティアの会（略称「野焼き支援ボランティアの会」）と称する。

第2条（目的）本会は公益財団法人阿蘇グリーンストック（以下「財団」という）が、阿蘇の広大な草原を護り、後世に継承していく活動の一環として、阿蘇郡内の牧野と連携し、都市生活者・企業・団体などに参加を呼びかけ、草原の輪地切り及び野焼きなどの作業を支援することを目的とする。

第3条（会員）本会は次の者を会員とする。

（1）財団主催の輪地切り又は野焼き支援ボランティア研修を受講の上、本会に入会申し込みをした者。本会の会員は財団の活動会員として登録される。

（2）本会に入会を申し込み、本会が特に認めた者。

第4条（会費）（1）本会の会員は、以下の会費を納めるものとする。

年会費 2,000円(家族会費 1,000円)

（2）会費は会員への機関紙発行・通信費などの事務経費に充てる。

第5条（活動）本会は目的達成に向けて次の様な活動を行う。

（1）野焼き支援ボランティアの研修会

（2）野焼き支援ボランティアの体験企画

（3）阿蘇郡内の牧野の輪地切り及び野焼き支援活動

（4）会員及び地元農家との交流を促進する活動

（5）その他草原の保全や森林の保全に寄与する活動

第6条（役員）本会は会員の協力を得て、次の役員を置く。

（1）ボランティアリーダー 会員数の1割程度

（2）ボランティアリーダーの中から、会の代表1名・副代表2名

（3）役員は財団より就任を要請する。

第7条（運営）本会はボランティアリーダー全体会（リーダー全体会）を設け運営する。

（1）リーダー全体会はボランティアリーダーで構成する。

（2）リーダー全体会は代表者と財団が必要に応じて招集する。

（3）リーダー全体会は本会の活動について協議し推進する。

第8条（総会）本会は必要に応じて会員総会を開く

第9条（事務局）本会の事務局は熊本県阿蘇市の石 1537-1 財団内に置く。

第10条（改廃）本会の会則の改廃はリーダー全体会で相談の上、財団において決定する。

第11条（付則）この会則は、公益財団法人の登記の日から施行する。